

## 知的財産管理技能検定2級完全マスター①(特許法・実用新案法)【改訂5版】をご購入いただいた皆様へ

第32回(2019年3月3日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター①(特許法・実用新案法)【改訂5版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第31回	平成30(2018)年11月18日(日)	平成30(2018)年5月1日
第32回	平成30(2018)年3月3日(日)	平成30(2018)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

※本法改正は2018年11月18日(日)に実施される検定試験には適用されません。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成30(2018)年5月30日(平成30年5月30日法律第33号)
施行日	平成30(2018)年6月9日
参考	特許庁ホームページ 不正競争防止法等の一部を改正する法律 URL : <a href="https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm">https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm</a>

### ◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

<アップロードホームページ>➡<受検対策>➡<読者サポートコーナー>➡<法改正情報>

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

該当箇所	変更前	変更後
P18 2 新規性喪失の例外 条文	<p>特許法 30 条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から<b>六月</b>以内にその者がした特許出願に係る発明についての<b>同条第一項及び第二項</b>の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2 項 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から<b>六月</b>以内にその者がした特許出願に係る発明についての<b>同条第一項及び第二項</b>の規定の適用については、前項と同様とする。</p>	<p>特許法 30 条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から<b>一年</b>以内にその者がした特許出願に係る発明についての<b>同項及び同条第二項</b>の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2 項 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から<b>一年</b>以内にその者がした特許出願に係る発明についての<b>同項及び同条第二項</b>の規定の適用については、前項と同様とする。</p>
P19 2 新規性喪失の例外 (2) 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続き 1 行目	<p>新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、その公知となった日から<b>6 カ月</b>以内にその発明について特許出願をし、さらに以下の手続きを行うことが必要です（特 30 条 3 項）。</p>	<p>新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、その公知となった日から<b>1 年</b>以内にその発明について特許出願をし、さらに以下の手続きを行うことが必要です（特 30 条 3 項）。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P20 図 新規性喪失の例外規定の適用と先願主義の関係		
P22 確認問題 03 問題 I - 5 解答⑪	5. (② <b>新規性</b> ) 喪失の例外規定の適用を受けるためには、発明が公開された日から (⑪ <b>6 カ月</b> ) 以内に (⑫ <b>特許出願</b> ) をし、さらに、例外規定の適用の要件を満たすことを (⑬ <b>証明</b> ) する書面を (⑭ <b>30 日</b> ) 以内に提出しなければならない。	5. (② <b>新規性</b> ) 喪失の例外規定の適用を受けるためには、発明が公開された日から (⑪ <b>1 年</b> ) 以内に (⑫ <b>特許出願</b> ) をし、さらに、例外規定の適用の要件を満たすことを (⑬ <b>証明</b> ) する書面を (⑭ <b>30 日</b> ) 以内に提出しなければならない。
P158 6 特許権の移転の特例 8 行目	このような状況下で冒認出願や共同出願違反が起こった場合、真の権利者が新規性喪失の例外規定を適用して新たな出願をしようとしても、冒認出願等で公知となった日（出願公開など）から <b>6 カ月</b> 以内に出願しなくてはならないため、勝手に出願されたことに気付いたときには、すでに特許を受けられなくなっている、ということがあります。	このような状況下で冒認出願や共同出願違反が起こった場合、真の権利者が新規性喪失の例外規定を適用して新たな出願をしようとしても、冒認出願等で公知となった日（出願公開など）から <b>1 年</b> 以内に出願しなくてはならないため、勝手に出願されたことに気付いたときには、すでに特許を受けられなくなっている、ということがあります。